

平成29年度 第2回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(第13回 徳島県版「子ども・子育て会議」) 議事録

- 1 日時 平成29年11月27日(月)
午後2時から午後3時30分まで
- 2 場所 県庁10階 大会議室
- 3 出席委員 大山 百合子 上地 大三郎 佐藤 絹子
志内 正一 白草 千鶴 田中 京子 中岡 泰子
二宮 恒夫 速水 克彦 南 育弘 山崎 篤史
山崎 健二 大和 忠広
計 13名
- 4 次第
 - 1 開会
 - 2 県民環境副部長あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直しについて
 - (2) 徳島県における保育等の現状について
 - (3) その他
 - 4 閉会

5 議事の概要

(会長)

それでは、議事に入りたいと思います。まず、議事(1)(2)(3)につきまして、まとめて事務局から説明をお願いしたいと思います。

<事務局から資料の説明>

(会長)

ありがとうございました。それでは事務局からの説明につきまして皆様から御質問や御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

どなたでも結構ですのでご発言ください。挙手でお知らせ願います。

(会長)

「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」の23ページ、3認定こども園の目標設置数、設置時期とあって、平成29年度の目標設置数は40とあるが、資料2の3ページ、認定こども園数の推移では平成29年度の設置数46とな

っており、実際の設置数は目標より上回っているのに待機児童数は増加の傾向にあるのは、施設数が追いついていないということでしょうか。

また、資料2の3ページに認可保育所とか幼稚園を合わせた数の推移があり年々減っているのは、待機児童数が増えているのに、現状と合っていないように思うのですが。

(事務局)

認定こども園の数が計画よりも実績では多くなっているとのことでしたが、もちろんそういった点も踏まえた上で中間年の見直しですので、これを踏まえて上方修正するとかしないとかを現在市町村において検討いただいております。それを集約した形で数字を置き換えていこうというのが、今回の県計画の見直しの意図であります。

また、保育所数が減っているのではないかとということですが、先程担当からも御説明させていただきましたが、いろいろ統廃合とかもある中で、資料2の1ページを御覧いただくと、子どもの数は減っていく中で、明確な必要量がなかなかはじけない部分もありますので、そういう齟齬も踏まえまして、今回市町村において見直しをしてもらっているところであります。ただ、保育所数は減っておりますが、逆に認定こども園は増えておりまして、たとえば平成29年度の認可保育所と認定こども園（幼保連携型）の数は210くらいで、毎年度それぞれ足していくと、同じような数字になると思います。繰り返しになりますが、実際の計画数値がこれでいいのか、待機児童の解消に向けてどれくらい整備すればいいのかというあたりを現在市町村で見積もってもらっていますので、その数字を踏まえて県としては数字を置き換えていくということを考えております。

(委員)

認定こども園と認可保育所と幼稚園の数は全体的には変わっていないというのはよくわかるんですね。統合して一つになっていくから、数は減ってくんだろうなと。運営する立場からすると待機児童対策をしたいが、数字のいたずらみたいなのがあって、できないというのが現状で。たとえば認定こども園に保育所から移行したときに、だいたい保育所は、保育室は民間でいうと30対1くらいで作るんですね。就学前の5歳児を30人で設定してしまうと、それから下は年齢が下がっていくごとに、4歳・5歳は同じですから、3歳は30対1又は15対1なんで同じですよ。その下の2歳・1歳を何人にするかと考えたときに、定員の弾力化などで30人にしてしまうと、2歳から3歳になるときに1号認定の子どもが認定こども園だと入ってくるので、30人を超え

る事態になる。どこの認定こども園も1号認定が入る分を空けるとすれば、1対6の数で、6の倍数で設定すると30名が駄目だとすればその下の24名で設定することになる。保育所であったときは定員の弾力化で受け入れできていたものが、認定こども園では受け入れできない。認定こども園に移行してみて初めて知った。待機児童の解消にはつながっていない。その部分を、各認可保育所が保育室の広さがあつたとして、24名のところを30名で受け入れられれば待機児童解消に役立つが。また認定こども園を35名で考えれば、30対5でうまくいくが、そんな大きな施設は持てない。小学校の1教室を頭に描いてみると、あんな大きな保育室は保育所では考えられない。どうしても今までどおりの30対1のほうに偏ってしまう。定員規模によれば、100人規模のところであれば、もっと年齢の人数が減っていくことになる。そうなるともっと年齢が下のものが絞られていくため、認定こども園の数を増やさなければいけない状態になる。認定こども園というのは待機児童解消に向けて柔軟な立ち回りが出来ないことに気がついた。また職員の免許の問題だが、たちまち更新があり、認定こども園になれば即カウントダウンが始まる。通知は来るが、何月何日に申し込みで取れなければアウトになって。単位数の関係で取れなかったり。当の職員からすると、心の中にわだかまりを抱え、ずっと頭の中で考えながら保育する現状はあまりよくない。現場からはそういう問題がある。それともう一つは、職員の問題で調理師の話は前にもさせていただいたが、保育所や認定こども園は保育士や保育教諭だけでは運営されていない。それにプラスして、園長や副園長がいてくれれば運営できるかといえそうでもない。認定こども園も保育所も自園調理をしているので、保育をしている人、給食を作る人の両方いないと施設は運営できない。保育士の給料は安いから上げましょうという形はとるが、調理師の問題はどこにも出てこない。世間では、アレルギーがある子どもが増える中、調理師の負担は多くなっている。そういったあたりを現場の声として今回も提言したい。

(会長)

認定こども園は待機児童の解消には必ずしもなっていないのではないかということだが、この会議自体が待機児童を解消しようという目標で国が起こした事業でもあると思うので、どうしたら待機児童の解消につながるのか。

(委員)

認定こども園に移行する施設がもう一回り大きくなるといけないでしょうね。今の施設の広さを考えるとどうしても受け入れる子どもを制限する必要がある。就学前の5歳児で人数が決まってしまうので、この5歳児のクラスを

2クラスできる施設を作ればいいが、そうなると体育館のような大きな施設でないといけない。保育所から認定こども園に移行していった施設は、どうしても頭の中に今までの保育所の考えが半分以上あり、広さにしても30対1で考えているところが多い。そうすると受け入れ人数は減っていかざるを得ない。それを逆に0, 1, 2歳から人数を作り上げていく施設ができれば、職員の問題を別にすると、簡単に待機児童解消につながる。だが、1歳児で35名を受け入れるとなるとどんな施設ができるか。想像するだけでも、ものすごく大きな施設になると思う。

(会長)

難しい問題がいろいろあって、一つでは片付けにくい問題だと思います。

(委員)

資料2の「徳島県における保育等の現状について」は、詳しく説明いただきよくわかったが、もうひとつの今回の見直しの関係で「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」の25ページの保育人材の確保について、今年保育所見学ツアーに参加してもらい現場を何カ所か見学したが、どの保育所も保育士不足ということを知った。認可保育所では、現在保育士が充足しておらず、定員まで子どもを受け入れができていない状況があると聞いた。保育士の確保について県内の現状がわかれば知りたい。また、25ページのところでは必要見込み人数など記載されているが、市町村からの数値がでていないのでわからないところもあるかもしれないが、現状に対しこれからの見通しのようなものがあれば教えてほしい。

(事務局)

現在の保育人材の状況ということですが、この表に該当するそれぞれごとの数字は持ち合わせていないのですが、保育士ということで申し上げますと、平成28年4月1日現在で保育士登録をされている方は9,926人。一方で平成29年4月1日現在で県内の認可保育所あるいは認定こども園において勤務されている保育士さんの数というのは、3,101人ですので、時期が合っていないので単純には言えませんが、登録者数の3分の1くらいが保育士として働いているという状況となっております。我々といたしましては、潜在保育士の方にできるだけ働いていただくというわけで、先程もお話がありましたが、国においても保育士さんの給料をどうにかしなければという認識は持っておりますので処遇改善制度が進められております。我々といたしましても保育所の皆さんにできるだけ処遇改善の実施をお願いしたりと改善を図っております。

保育士さんは給料は安いのに過酷な労働ともいわれており、そういった面で国の制度にはなるのですが保育補助者という形で保育士さんをサポートするようなスタッフを雇いあげる経費について補助する制度等もありまして、それによって保育士さんの負担軽減が図られるのではないかと考えております。そういった形でできるだけ多くの方に保育士さんとして働いていただきたいという取り組みも行っております。さらに申し上げますと、保育士に新たになっていただくというわけで県内には保育士の養成施設等もございまして、学費といえますか貸付制度等もございまして、その場合一定の期間県内の保育所で働いていただくと返還免除というような制度もありまして、様々な施策を組み合わせる中でできるだけ多くの方に保育士になっていただいてさらには保育士として働いていただくという形で進めていきたいと考えております。

(会長)

私もちよくちよく保育士さんが足りないという話は聞くんですが、今の説明によれば、登録者数の3分の1くらいが働いており数値の上では十分に足りているのに、現場に行けば足りていないという声を聞く。現場とのギャップがある気がする。

(委員)

そうですね。登録者数は足りているのに、現場に行くと保育士さんが足りなくて困っているという声を本当によく聞きます。不思議な感じですね。数値だけを追いかけていくと、待機児童もないような市町村もありますが、実際現場に行くと待機児童があつたりとかするので、現状と数字のギャップをすごく感じております。

(会長)

もっともっと現場の声を聴いて、このような会議にあげていかないと。

(委員)

待機児童の件ですが、資料2の6, 7ページで4月1日時点でいうと徳島市、吉野川市、石井町、北島町、藍住町がすでに待機児童がでており、市町村に頑張ってもらわないといけないのではないのかなと。あと定点でいうと北島町がこの3年間でなぜかすごく増えており、北島町が待機児童の数を増やしている。北島町がどんなことを思っているのか私にはわからないのですが。10月1日時点は年度の途中なので、移転とか出生された方がある中でおそらく定員がいっぱいだから入れないという状況ではないか。10月1日時点では、阿南市、吉野川市がよくないような数字が出ていると思うのですが、なぜ平成28年に

このような数字がでたのかわかりませんが、どうにかしてくれたら県全体としては数字が落ち着いた数字になるのではないのかなと思うのですが。

おそらくこのあたりで合併とか公的な機関が園の通園できるエリアを分けたとかいろんな複合的な要素があると思うので、その辺の地域ごとの特性によって変わっていくのではないのかなと。出生数とか働き口とか住宅を建てたとか、政策とか経済的なものとは違う二次的要素であたっていくような数字なので、少なくとも4月1日時点で行政はゼロに近づけるようにしていかないと、当然、10月1日時点では待機児童は必ず増えるので、少なくともそこはめざして各市町村の担当者に県からお願いをしてもらいたいと思う。

保護者からよく聞くのは、年度途中で子どもが生まれたので、保育所に預けたいが預けられず働きにいけないという声を聞く。定員の部分については少し余裕を持ってもらい保育士さんの確保とかも年度の途中で予算の関係などで難しいかもしれないが柔軟な対応をしてもらえれば、自分の地域の保育所に預けられず、別の保育所に預けないといけないということが減るのではないのかなと思う。

(事務局)

待機児童については、細かな話を申し上げますと、よく言われているのが、0・1歳あたりの低年齢児がでているとか、地域ごとによってもばらつきがあって、入れている地域があれば、入っていない地域もあってという市町村全体で見ると細かく見ていくのとは若干ミスマッチが生じているのがあるのも事実であります。今お話のありました広域調整ということで、よその町に空きがあればということもあったり、あるいは同じ市町村の中でも少し離れたところに空きがあればということで市町村においてもそういう所を紹介したり、調整したりしておりますが、なかなかちょっと不便な所になると、「いや、ここで待機に回って待っています。」という人もいたりというのもあり、それぞれ皆さん便利なところに入りたいという思いもありますので、なかなかそういうところでうまくいっていない部分もあるのではないかと思います。先程担当からも説明させていただきましたが、10月1日現在でみると例年200くらいの数が出ていんですが、10月1日というのは育休明けの人がどんどんできて溜まっていくということもありますので、もちろん4月1日時点である程度余裕を持って空けておけば途中で来ても受け入れられるのではないかと思います。また、なかなか4月1日時点でも入りきらないということもあるのでなかなか難しいのではないかと思います。10月1日現在で待機が出ているような市町村でも、4月1日時点では、かなり入れているという状況にはなっているのかなと思います。29年度で申し上げますと、大きな数で言い

ますと徳島市，北島町，藍住町あたりになるんですが，これにつきましても平成29年度においても施設整備は進めておりますので，そういった定員増も踏まえつつ利用調整ということで広域に調整したりとか，あるいは国の方でかなり力を入れているのが企業主導型保育事業と申しまして事業所内保育施設みたいなところに一定の条件を満たすものについてはいろんな支援制度を認可保育所並みの補助をしましょうという国の制度もありまして，結構いろんな企業さんが取り組んでくれています。企業主導型保育事業というのは基本的には自社の従業員の子どもさんを預かるのがメインになるのですが，この制度におきましては地域枠という従業員以外の子どもさんを預かる枠も設けることができる場所もあって，これについても今までは従業員枠が半分，地域枠が半分となってそこが限界となっていたのですが，新聞情報なんかによると，枠も取り払い従業員の枠が少なくなり，地域枠を半分以上にしてもよいですよという状況にもなっておりますので，そういった情報提供も市町村に行いながらこれから4月に向けてできるだけ多くの方が待機にならないよう，どこかに預けられるような方法をとれるように，もちろんメインは利用調整をする市町村になりますが県としましてもそういった調整にも関与しながらできるだけ多くの方に4月1日時点できちんと入れるように引き続き取り組んで参りたいと考えているところであります。

(委員)

年度途中での待機児童の話がでたんですが，この反対の育休に入る親御さんが保育所に預けているが，途中であなたはお母さんに家庭でみてもらいなさいという制度がありますよね。その時に子どもさんは昨日まで毎日何年間も保育所に通っていたのに，そういう制度だから明日から保育所に来なくてもいいから家でお母さんやおじいちゃん，おばあちゃんにみてもらいなさいということになると，子どもさんは一時期混乱する時があっても，時が過ぎればその制度の中で十分な発育ができるのでしょうか。そういう例は，市町村の保育事業の責任でしょうか。

(委員)

広域入所について，他市町村の定員が空いているときに入れてもらえるということですね，その場合どちらの市町村のルールを適用するのか。普通は子どもの住所があるところのルールを適用すると思うが，そういったルールをとっている所とそうでない所がある。育児休業に変わったからもう子どもは保育所に入れませんかよときちんと実行する市町村と，そうでない市町村とがある。実は小松島市，阿南市の問題なのだが，小松島市で入所した子どもが親が阿南市に

家を建ててそちらの住所に移った瞬間に阿南市の保育所に入らないといけなくなり、その時阿南市で保育所を探したが入れなかった。そのためその子は「広域入所でそのままお願いします。」と言われ、引き続き受け入れをした。その時には保育料が多少変わった。その次に何ヶ月か経つと、親が育児休業に変わった途端突然に、「そこで保育は終わりです。」と阿南市から連絡があった。施設側からするとその子が広域入所した時には、その年齢は空いていたが、その後小松島市から「入れませんか。」と聞かれた時にはその子がいるから空いてなかったの、「入れません。」とお断りした。すると今度は阿南市からは何の話もなく制度的に打ち切られた。おかしい問題だが制度上仕方がない。広域入所するときには、受ける側のルールを適用してくれると施設側からするとよくわかる。また子どもの発育に関しても考慮できる。だけど違った市町村のルールを持ってこられたら、あとはそこで切ってしまうしかない。子どもにとって、いいことではないということだけはわかるが、あとの保障はない。

(委員)

私が話したのは、広域入所ではなくて同じ保育所での話だが、昨日まで通っていた保育所に明日からも行けるようになれば。普通、家庭なら4月になったら幼稚園に通っている子は小学校に行くとか、保育所に通っている子は幼稚園に行くようになると思うが、途中から明日から来なくてもよろしいと言われても。制度上そうなっているので仕方ないのかと思うが、待機児童のことも考えていただいて。何かいい方法があれば。対象者は多くないと思うので。親は制度なので仕方がないと理解するが、子どもへの影響を考えてほしい。

(委員)

認定こども園の場合は、確かそういうふうにと所する必要はないと思うんですね。

(事務局)

個別具体的にその例についてこちらの方も把握していないのでまた調査をしてみたいと思います。基本的には、1号認定、2号認定、3号認定のどれに該当するかというのは市町村の権限になるんですが、これについては基本的には同一ルールでなされるべきだろうと思いますので、その辺については調査してみたいと思います。ただ、基本的には育休中の方というのは普通に考えたら認定は受けられないのかなと思っておりますけれど、そういったなかでどういうふうに市町村が運用面で融通を利かせているのかというあたりも調査してみたいと思います。

(委員)

二点あるんですが、資料2の7ページの『保育所の定員、利用児童数』のところの見方ですが、例えば徳島市の平成28年の定員が6,026名、利用児童数が6,110名となっている。利用児童数の方が多いのはなぜなのか。平成27年の定員は5,495名、利用児童数は5,811名で差が300名ほどあるんですが。それで待機児童数は86名になっているのは、どういうことか教えてほしい。定員以上に受け入れているということですか。

(事務局)

定員の120%まで受け入れが可能で、もちろん面積要件とかスタッフの数などの基準を満たした上での話ですが、定員以上の受け入れというのも可能ということでございます。

(委員)

あと一点。もともと幼稚園のPTAで県の役員をしていて、今も顧問をしているんですが、幼稚園のPTAだと組織で郡市の保護者の研修があつて、県の研修があつて県の教育委員会とも共催しながら、幼稚園は保護者の教育にも力を入れているんですが、認定こども園になると、入ってくれるところと入ってくれないところがあつて、昨年まで来てくれていた人が認定こども園に変わったら、保護者が研修に来てくれなくなる。『子ども・子育て支援計画』の中には、保育士の先生方の研修の機会を多く設けていて、制度的に幼児教育が劣化しないような制度上の手当がなされているが、子どもたちのことを考えると、幼稚園のPTAの中で育ててきた保護者教育というか、親育ちみたいな機会が幼稚園から認定こども園になるときに、せっかく育まれてきた保護者の研修の機会が失われてしまうのは、保護者からすると保育所、認定こども園、幼稚園というのは子育てする親のネットワークの入り口なので、入り口のPTAのところがなくなると、いきなり小学校や中学校など大きなところからPTAに入ると、保護者の立場でいうのもなんですが、モンスターペアレントというか自己主張ばかり際だったようになると思う。幼稚園、保育所などは女性の先生方も多いので、当然保護者側も加わって園行事に関わらないと園行事が成り立たないとわかるので、保護者教育みたいなのも一文いれるのは難しいと思うが。保護者自体は機会を与えていただかないと、最初の入り口から狭まると、学ぶ機会がなくなるので、実際これからの保護者の方で認定こども園とかPTAの組織がないところから保護者の活動を開始される方だと、保護者の研修の機会もなくなる。長い目で見ると公的な機関から見てもプラスにはならないと思うので、指導者の方たちの質の向上プラス、保護者の育ちの場についても手厚く

支援してほしい。

(会長)

制度が変われば変わるほどいろいろな問題が出てくると思いますが、確かに保護者の方の意識も大事で、時々保育所や幼稚園の参観日などに講師の先生方を招いて親の研修とか子どもの発達などの講演なども取り入れているところもあると思いますが、その辺も県のほうからいろいろ調査しながら考えてくれると思います。ほかにも御意見あろうかと思いますが、時間も迫ってまいりましたのでこれでおきたいと思います。ありがとうございました。それでは、事務局のほうにお返しします。